

山鹿市条例第32号

山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

山鹿市下水道条例（平成17年山鹿市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下同じ。）の指定を受けた者（以下「他市町村指定工事店」という。）に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第3項中「有効期間満了」を「有効期間の満了」に改める。

第7条第1項及び第2項中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第8条第1項中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に、「同項の」を「その」に改め、同条第2項中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第10条第3項中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第11条の見出し中「指定工事店」の次に「等」を加え、同条中「指定工事店」の次に「及び他市町村指定工事店」を加える。

第13条第1項各号列記以外の部分及び第6号中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第21条第1項中「市」を「市長」に改める。

第22条第1項中「につき」の次に「、排除した汚水の量に応じ」を加え、「又は別表第2」を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「、排除した汚水量」を「排除した汚水の量」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、次に定めるところによる。

ア 計測装置（水道水以外の水に係る使用水量を把握するために市長が取り付ける当該水の使用水量を計測する装置をいう。以下同じ。）を設置しているときは、それにより計測された使用水量とする。この場合において、使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、その切り捨てた端数は、翌月の使用水量に繰り越して計算する。

イ 計測装置を設置していないときは、使用者に係る使用人数に応じ、別表第2に定める汚水の量とする。

第22条第4項第3号中「伴い」の次に「使用する水道水及び水道水以外の水の使用水量が」を加え、「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 水道水と水道水以外の水を合わせて排除した場合は、次に定めるところによる。

ア 計測装置を設置しているときは、水道水の使用水量と当該計測装置により計測された使用水量を合算した使用水量とする。この場合において、計測装置の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、その切り捨てた端数は、翌月の使用水量に繰り越して計算する。

イ 計測装置を設置していないときは、水道水の使用水量に別表第2に定める汚水の量に2分の1を乗じたもの（1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を加算した使用水量とする。

第22条第4項に次の1号を加える。

(5) 前各号の規定により難い場合における排除した汚水の量の認定は、使用者の使用の態様を勘案して市長が別に定める。

第22条第4項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は使用を中止したときの使用料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用日数が15日以内のときは、別表第1に定める基本料金の2分の1の額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

(2) 使用日数が16日以上のときは、前2項の規定により、1使用月として算定した額とする。

第27条第2項中「市」を「市長」に改め、同項第4号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

第31条第1項中「市」を「市長」に改める。

第34条第8号中「第22条第4項第3号」を「第22条第2項第4号（同条第3項第2号の規定により、同条第2項第4号の規定を適用する場合を含む。）」に改める。

附則に次の1項を加える。

（計測装置の設置に係る使用料の算定方法の特例）

8 家庭用以外の用途による使用者のうち、計測装置が設置されていないもの（市長が定めるものを除く。）に係る使用料については、計測装置が設置されるまでの間、第22条第2項第2号イ又は第3号イの規定にかかわらず、山鹿市下水道条例の一部を改正する条例（令和7年山鹿市条例第32号）による改正前の山鹿市下水道条例第22条及び別表第1又は別表第2の規定により算出した額（100分の110を乗じる前の額）に、100分の119.1を乗じ、その額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第22条関係）

種別	使用料			
	基本料金（1世帯又は1事業所につき）		従量料金（1立方メートルにつき）	
	汚水の量	料金	汚水の量	料金
一般汚水（浴場業者による汚水（温泉排水を含む。）を除く汚水をいう。）	7立方メートル以下	1,550円	7立方メートルを超える部分	15円
			10立方メートルを超える部分	225円
			20立方メートルを超える部分	235円

方メートル以下の部分	
30立方メートルを超える部分	250円
40立方メートル以下の部分	
40立方メートルを超える部分	255円
50立方メートル以下の部分	
50立方メートルを超える部分	270円
100立方メートルを超える部分	280円

備考 沐場業汚水（温泉排水を含む。）に係る使用料については、基本料金の規定を適用しないものとし、従量料金として1立方メートルにつき20円とする。

別表第2（第22条関係）

人数 (単位:人)	1	2	3	4	5	6	7	8
汚水の量 (単位:立方メートル)	7	12	17	22	27	31	35	39

備考

- 1 8人を超えるときは、その超える人数1人につき4立方メートルを加算する。
- 2 人数の算出方法については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条（見出しを含む。）、第13条、第21条、第27条及び第31条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和8年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、改正後の第22条、附則第8項、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。